【令和5年度】 個別避難計画作成支援事業 実施手順

Step1 災害時要援護者名簿登録状況確認

Step2 作成支援事業の支援対象確認

Step3 作成支援意向確認及び承諾書作成。

作成支援 対象確認

Step4 個別避難計画書の作成状況の確認

Step5 個別避難計画の作成支援

Step6 計画書の提出及び謝礼金請求手続き

個別避難計画作成支援事業(概要)

(1)個別避難計画を作成する意義

災害時要援護者は災害時に安全な場所へ避難し、避難先での避難生活を送ることに支援が必要な方です。避難先、支援の方法や内容を明らかにし、本人や避難支援者、市、地域支援組織でその情報を共有し、平常時から支援方法等を確認し合うことで、災害時により実効性のある避難行動や避難支援につながることを目的に作成するものです。

(2)個別避難計画作成支援事業について

個別避難計画は、基本的には、ご本人やご家族が作成するものです。しかし、障がいや介護の程度の高い方ほど、要援護者やそのご家族だけでは、避難先の選定やコミケーションの取り方を含め支援の方法や内容、避難先での生活支援等の記入が難しく、作成が進まない現状があります。そのため、上記の方の個別避難計画については、福祉サービスの内容や身体状態等を把握している介護支援専門員や相談支援専門員等の福祉専門職の方の協力が必要不可欠と考えております。

市としましては、上記対象者の作成支援をしていただいた場合、所属する事業所に対して市から謝礼金をお支払いさせていただく事業を実施し、取組を進めていきます。

<R5年度作成支援事業対象者>

令和6年3月31日まで提出分

災害時要援護者がつ

障がいや介護度の高い方

身障1·2級、精神1級、療育A要介護度3·4·5

<作成主体>

- (1)介護支援専門員
- (2)相談支援専門員
- (3)福祉専門職
- (上記、専門職による計画作成担当 がいない方)

<謝礼金支給額>

1件4,000円 要援護者1人につき、1回を上限 とし、1事業所にのみ支払う。 (更新分もあり)

【作成支援対象確認作業】

吹田市からバーコード付き個別避難計画書が送付された方のうち、個別避難計画作成 支援事業の対象要件を満たす方、かつ、作成支援の意向がある方が作成支援対象です。

Step1 災害時要援護者名簿登録状況確認

まずは、バーコード付き個別避難計画書を持っているかどうかを確認ください。

➡持っている方は、要援護者名簿に登録のある方です(10ケタの台帳番号併記)。

Step2 作成支援事業の支援対象確認

次に、作成支援事業の対象要件に対する該当者かどうかを確認ください。

- ①身体障がい者手帳「1級」又は「2級」の方
- ②療育手帳「A」の方
- ③精神障がい者保健福祉手帳「1級」の方
- ④要介護認定「要介護度3~5」の方

Step1~3の要件を満たす場合に 作成支援事業の作成対象になります。 Step3 作成支援意向確認及び承諾書作成

個別避難計画を作成する意向があるかを確認ください。 事業所による作成支援の意向があるかを確認ください。 様式第2号にて、ご本人署名を必ずもらってください。

Step4 個別避難計画書の作成状況の確認

ご本人のご自宅にある個別避難計画書を確認ください。

手元に ない

- ➡市役所に既に提出した場合
- ➡無くした、もしくは不明な場合



福祉総務室(6384-1363)に問い合 わせください。

再発行、もしくは提出済みの計画書を 1部コピーの上、ご本人のご自宅に送 付させていただきます。

手元に ある

➡未記入の場合



Step5



➡記入済の場合



福祉専門職の方の作成支援を既に受けてい るかどうかをご確認ください。

2ページ目の最下段の個別避難計画作成者欄を確認ください。

①本人・ご家族・友人・地域団体の方が作成 (福祉事業所の方以外が作成した場合)



Step5

②福祉事業所が作成

市の作成支援事業で謝礼金を受取っていないか確認が必要です。 福祉総務室(6384-1363)に問い合わせください。

吹田市

個別避難計画

<●●●●●台 帳 番 号 > #●●●● 送付連番

本計画は、遊覧支援者及び吹田市が適切に管理します。

地域大阪組織寺に対しては、下記、同意内容に基づさ収出市から情報提供を行います。										
	ま しません。		現供する。 現供するこ					線提供します。) 美シートを情報提供	la <u>ria</u> _	
※要提携者本人もしくは代筆者により、記入してください。								1	ź	
图	F	t5 #	4 月	I B	管理等号					t
フリガナ 兵名 (本人)	xx 以	。 (田	太郎		住所	吹田で	米	町 一3一 性所と異なる場合は	_	Ī
第一	1945 年	手工月	18(7	8歳)	連絡先	排		00-1234-	5678	

安全な場所まで避難する際の行動を整理するための股間になります。 あてはまる番号に〇をつけ、配入が必要な場合は、配入機に配入ください。 避難シート1

1 災害時にどこへ避難しますか? 避難場所は、第一候補と第二候補の2案を想定してください。

	単水 土砂役機 地震	遊職場所 (第一候補)	いずみの園公園 (メイシアター)
		遊職場所 (第二級補)	総合福祉会館

2 いつ遊難しますか?

洪水 土砂災害	
8 #	地震の隠れが治末り、安全確認の上、一緒に遊難する人と連絡を取り合い遊離開始 その他()

3 自宅の玄関末で移動することはできますか?

変関まで	1 自力でできる	2	家族と一種ならできる	(3)	支援者と一緒ならできる	4	わからない
------	----------	---	------------	-----	-------------	---	-------

自宅から	① 蛛歩 2	車いす	3	1	4その他()
第一遊鐘場所まで	手伝って ほしいこと	杖をつい	Y C #	物生物	っての移動のため手を貸してほしい	
上肥から	① 與步 2	事いす	3		4その他()
第二遊難場所まで	手振って ほしいこと	距離があり板道のためできれば乗いずに乗って押してほしい				

5 一緒に逃げる人、支援してくれる人 ※ 支援者の方の了承を得た上で、氏名等を記入するようにしてください。 3 支援してくれる人 自力で 氏名 住所・連絡先 districts 6.

生活支援シート1

遊覧を支援するにあたり、必要な支援等を整理するための設問になり ます。あてはまる番号に〇をつけ、記入が必要な場合は、記入欄に記 入ください。

1 避難支援に必要な情報

	1 身体障害者手帳1級・2級(部位) 2 精神障害者保健福祉手帳1級
制度和用状况	3 僚育手帳A 4 要介護3~5 (介護皮 3 ・ 4 ・ 5)
見本	⑤その他(要介護2)
	1 自力歩行可 ②対歩行 3 歩行に介助が必要 4 車いす 5 その他
屋内移動	留意事項
	1 通常会話可 2 見えづらい・見えない 3 間にえづらい・Dこえない
情報伝達	4 言葉で伝えづらい・伝えられない 5 その他()
INTRIAL ME	伝達 方法 4 その他()
医療的ケア	① なし 2 人工呼吸器 3 人工透析 4 吸引 5 人工肛門
MANDEZ 2 7 7	6 酸素療法 7 気管切開 8 その他() 調整支援や調整生法上の密度点、伝達事項等(食物アレルギーや食事に関することを含
	制発文法や創発生活工の需要点、依護事項等(技術アレルキーや技事に関することを含む)
特記事項	高血圧症の薬を服用していて、食事は柔らかいものやあっさりしたものしか食べられない。歩行は比較的しっかりしていますが、距離が長くなる場合は卑いすで介助が必要です。認知も少しあります。
	※医療機器、衛生用品、薬、お薬手帳、眼鏡、補糖器、パッテリーなど 1 なし
遊離生活で 必要な物	②あり (薬、サポーター、眼鏡、補助器)

2 建物の構造

利用ではなっています。	1 木造 (藥35年) 2	鉄骨・鉄筋コンクリート(築	年)	3 不明・その他
(避難基準)	戸建て(2階建)	2 共同住宅・集合住宅(階建/	險)

3 緊急連絡係 ※ 相手の方に了強いただいたうえで記入するようにしてください。

家族・親戚、友人等								
フリガナ氏名	吹曲(中部	長男	住所·連絡先 愛知県名古屋市…○番○号 090-0000-0000					
フリガナ氏名		関係	住所· 連絡先					

市HP 個別避難 計画

生活支援シート2

1 避難生活で助けてほしいことをできるだけ具体的に簡潔に記入ください。

普段はひとりで生活していて面鐵のない方とのコミュニケーションが苦手、自力で生活することは可能であるが、思ったことがすぐに伝えられないため、避難所でのルールや情報などをこまめに伝えてほしいです。食事の介助などは必要ありませんが、哺むこと飲み込むなどが受けなっているため、また、血圧が高いので食事メニューに気を付けることが必要です。

体調面では杖があれば自力歩行は可能ですが、距離が長くなると率いすでの介めか必要です。体調は落ち着いており血圧を下げる薬を服用中。耳が聞こえづらくなっているため補精器 を使用しているが、認知が進んできているのか外していることに気が付いていないことが多い。 避難所はメイシアターが近くにあるが福祉避難所である総合福祉会館を希望している。

※令和4年12月に一人で出歩いて自宅に帰れなくなったことがあり、災害時は特に注意が必要だと思います。

2 遊覧生活のために準備するもの

	持ち 出し品	避難場所等に持ち出したり、停電時に自宅等で必要な物	数量	雅認
1	0	貴重品(保険証・お薬手帳・印鑑・現金・身分証)	一式	
2	0	持痢薬・サポーター・補薬器	1	
3	0	携帯電話(充電器)・携帯ラジオ	1	
4		非常食·飲料水	7日分	
5		スリッパ・軍手・懐中種灯	1	
6		簡易トイレ	7日分	
7		紙おむつ	7日分	
8	0	家族の写真		
9		カセットコンロ・ガスボンベ	1	
10		タオル・毛布		
11				
12				
13				
14				

避難シート2

1 避難経路図(自宅から避難先までの経路がわかるように記載ください。)

自宅 第二避難場所 第一避難場所 面等を貼付していただいても結構です。 经合稿和全经) ◆以前用センター * Apa Gardan Hills ... 393 HE WITH
 Obst Musicial 光人的器 SADRIES * ○ ドミノ・ビザ西北京の田市は 0 MINCA. 元品- B本世 * バルデフラッツ下層直接 * ウィラコンフォート (*) 收田城聯 ガレージ71年2日 * ARRESTEE MREMAN DEEDS ● しあわせパン 数第ブラウニー 200 REEN ONBERETS ERRA * アサビビーみ取り 工場ゲストハウ * セカンドステージ QHERBOE! ガードンコート側

必ず持ち出す物

1/85-2

島町

いずみ用公園

9.83941st

-	35/3/10/2001/3/10		
1	個別遊業計画	7	
2	非常持ち出し袋	8	
3	貴重品(保険証・お菓手帳・印鑑・現金・身分証)	9	
4	持病薬・サポーター・補聴器	10	
5	携帯電話(充電器)・携帯ラジオ	11	

ローソン 5款回作役所は

BOTABL



個別避難計画について

Step5 個別避難計画の作成支援

作成済みの場合も同様

ご本人やご家族さんの意向を確認しながら、一緒に記入を進めてください。

- ▼記入にあたっては、福祉専門職としての意見を踏まえながら、
 - 最初の項目から最後の項目までを、上から順に確認しながら、避難先、コミュニケーションの取り方、不安に思っていること、支援の方法や内容等を記入してください。
- ▼計画書に既に記入がある箇所については、 追記や加筆が必要な内容がないかを確認の上、必要に応じて加筆修正ください。
- ▼福祉事業所だけでは決めれない、他機関と調整が必要な項目について 避難先や避難支援者、避難方法等で、地域や避難先施設、行政等との確認の場や調整 が必要なため、福祉事業所だけでは、決めれない、記入しにくい項目については、現時 点の到達点としてご本人等と決めた内容について記入ください。その上で、必要な支 援としてあるべき内容として(今後要調整)等と追記の上、作成支援を終えてください。
- ▼記入が終わりましたら、作成者名等を記入し、複写の上、原本を市に提出ください。 2ページ目の作成者欄に事業所名や作成支援者名、連絡先等を記入ください。 既に作成者が記入されている場合は、枠外の余白に記入ください。

作成支援をするにあたって確認が必要な情報【市のHP(防災)から確認できます。】

防災の基礎知識(在宅避難、指定避難所や福祉避難所の役割、備蓄品や持ち出し袋など)

市域の予想震度・・・・市全域が震度6以上

市の洪水ハザードマップ・・・・市南部地域は確認が必須

避難情報(市町村から発令される)・・・・・高齢者等避難(警戒レベル3)で避難所開設、避難開始

※避難情報は吹田市から住民に対して発令されるもの。

要援護者の自宅周辺地図・避難所・福祉避難所の位置情報

災害時要援護者登録制度(要援護者名簿)・・・・要件を満たし、要支援と意思表示のあった方を登録。

提出前に必ず確認してください。

- □様式第2号(本人の作成支援意向と情報提供承諾書)があるかどうか
- □個人情報の記載について、本人の同意を得ているか(避難支援者、緊急連絡先等)
- 口原本を提出し、複写した計画をご本人もしくはご家族に渡したかどうか

QRコード 市HP 要援護



Step6 計画書の提出及び謝礼金請求手続き

個別避難計画書及び様式第2号を同封の上、ご本人に送付しています返信用封筒にて、 福祉総務室へ提出ください。

> ①計画書、意向確認及び承諾書提出 (様式第2号)

④謝礼金支給請求書提出 (様式第4号)

事業所

福祉総務室

②内容確認

- ③内容承認通知、謝礼金支給請求書送付 (様式第3号) (様式第4号)
- ⑤支払通知書送付 (様式第5号)
 - ⑥後日指定口座に支給

〈計画内容の更新について〉 初回作成支援事業手続き後の計 画内容の更新は、必ず更新届 (様式第6号)と更新前後の計 画書の写し1部を市に提出くだ さい。

更新作成支援謝礼支給基準に基づき、支給該当項目があった場合には、要援護者1人につき年1回を限度に更新謝礼2,000円を1事業所に支給させていただきます。事務の流れは左記②以降の流れと同様となります。